

第6号議案 令和元年度長崎市後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第1号）

目次

1 令和元年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算総括表	P 1
2 後期高齢者医療広域連合納付金（保険基盤安定負担金）	P 2
3 補正予算にかかる会計の流れ	P 3
4 財源内訳	P 3

市民健康部

令和2年2月



2 後期高齢者医療広域連合納付金（保険基盤安定負担金）

【18,509千円】

(1) 令和元年度の保険料算定方法

均等割額 (被保険者全員) 45,800円	+	所得割額 (被保険者の前年の総所得 -33万円)×8.67%	=	保険料 年額最高62万円
-----------------------------	---	--------------------------------------	---	-----------------

(2) 保険基盤安定負担金

後期高齢者医療保険料の算定において、軽減基準に該当する場合に保険料均等割額が軽減されるが、この軽減相当額について公費で補てんする制度が保険基盤安定制度である。

公費で負担する軽減相当額は4分の3を県、4分の1を市が負担する。なお、市は県負担分を市の一般会計で受け入れ、市負担分と合わせて特別会計へ繰り出し、市の特別会計から長崎県後期高齢者医療広域連合特別会計へ納付している。

(3) 補正の理由

令和元年度の保険基盤安定負担金額の確定に伴い、保険料軽減対象者数及び軽減額が見込みを上回ったため増額するもの。

(4) 補正額

(単位：千円)

軽減割合と軽減基準	現計予算額 ①	支出見込額 ②	補正額 ②-①
均等割額7割軽減 世帯所得※ 33万円以下	990,831	993,950	3,119
均等割額5割軽減 世帯所得※ 33万円+(28万円×被保険者数)以下	152,743	166,208	13,465
均等割額2割軽減 世帯所得※ 33万円+(51万円×被保険者数)以下	60,039	63,205	3,166
制度加入後2年間均等割額5割軽減 (制度加入直前に被用者保険の被扶養者)	4,122	2,881	▲1,241
計	1,207,735	1,226,244	18,509

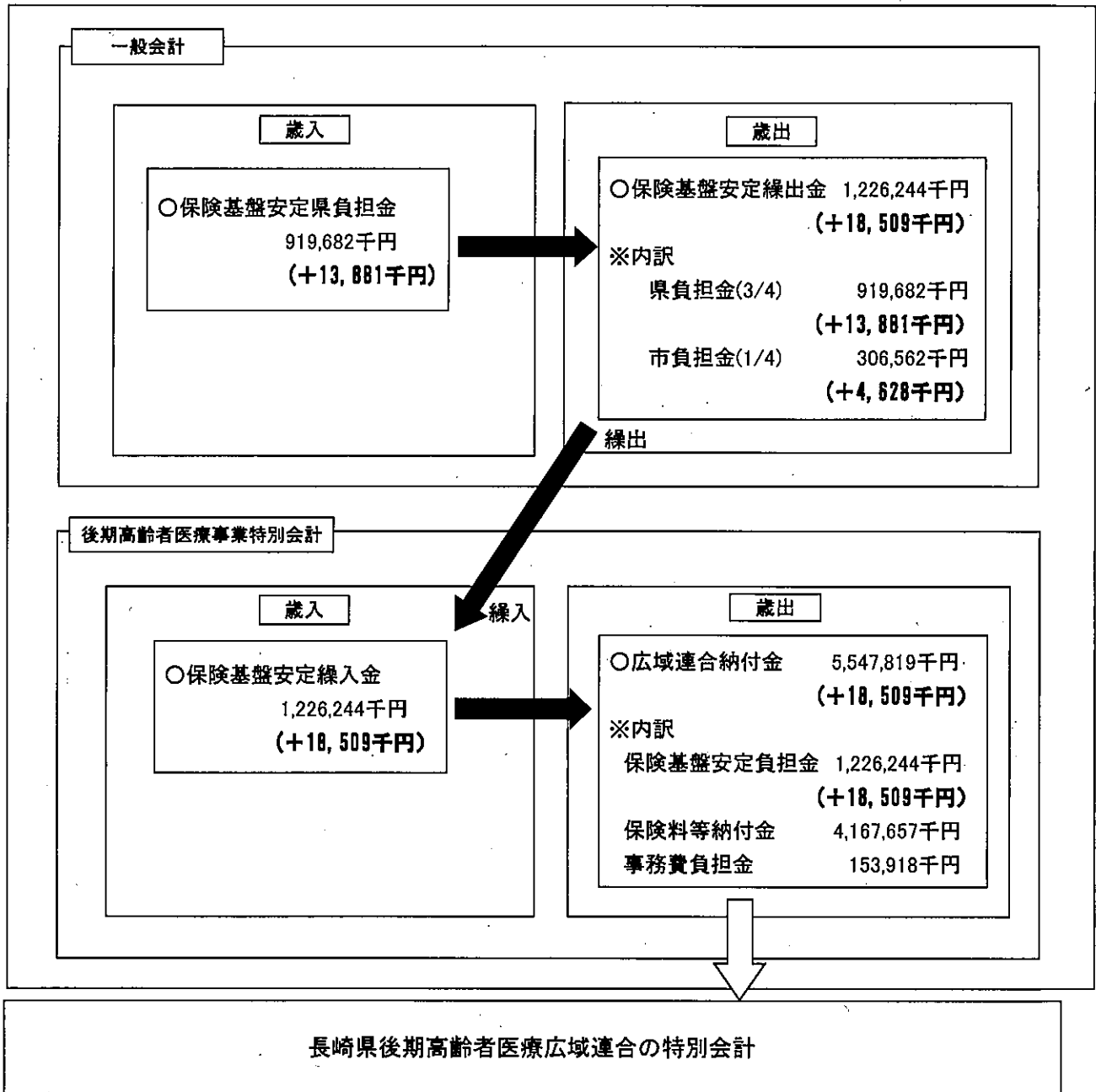
※世帯所得・・・同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額の合計

(5) 保険料軽減対象者数

(単位：人)

軽減割合と軽減基準	当初の 対象者①	確定の 対象者②	②-①
均等割額7割軽減 世帯所得※ 33万円以下	30,867	31,825	958
均等割額5割軽減 世帯所得※ 33万円+(28万円×被保険者数)以下	6,670	7,440	770
均等割額2割軽減 世帯所得※ 33万円+(51万円×被保険者数)以下	6,526	7,021	495
制度加入後2年間均等割額5割軽減 (制度加入直前に被用者保険の被扶養者)	180	156	▲24
計	44,243	46,442	2,199

3 補正予算にかかる会計の流れ



4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
18,509	-	-	-	-	18,509

※ 特別会計においては、全額、一般会計からの繰出金が財源となるが、実際にはその中に県からの負担金が含まれている。